

## 第3次伊勢崎市総合計画策定方針

### 1 次期総合計画策定について

第2次伊勢崎市総合計画は、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間として策定している。将来都市像「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」を掲げ、人口減少社会の到来やグローバル化の進行など、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、市民と行政がより良い信頼関係を築きながら、それぞれが役割を担い、その実現に向け取り組んできた。

全国的に人口減少が進む中で、本市においては住民基本台帳によると、平成24年から令和3年まで10年連続で社会増が続いている。その要因としては、子育て支援や定住促進等の各種対策に一定の成果が出てきていることが考えられる。

一方で、令和2年1月以降、国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本市においても市民生活及び経済活動に大きな影響を受けるなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、複雑化してきている。

こうした状況の中、本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政運営をしていくために、SDGs（持続可能な開発目標）との関連付けの視点も取り入れ、長期的視点に立った総合的かつ計画的なまちづくりの指針として新たな総合計画を策定することとした。

### 2 計画策定の基本的な考え方

#### (1) 市民参画による計画策定

伊勢崎市市民参加条例（平成26年2月28日条例第1号）に基づき、多様な市民参加の機会を設け、市民の皆様と共に考え、協力し、市民協働による計画策定を行う。

- ①計画策定に当たり、幅広い年代、様々な分野の市民の参画に努める。
- ②まちづくり市民ワークショップを設置し、市民の意見を伺うためワークショップを開催するほか、関係団体等からの意見聴取等を行う。
- ③計画の策定過程について、市の広報紙やホームページを通じ市民への情報公開が図られるよう配慮する。

#### (2) 実効性のある計画

人口減少・少子高齢化の影響を踏まえた将来の人口動向等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行う。総合計画に基づいて行政を運営する体制を整備し、行政評価等による事務事業の見直しを経て、予算編成に至る行政システムを効果的に連動させ、行政経営全体としての生産性を向上させることにより、実現可能な計画として運用する。なお、計画は、必要に応じて見直しできるものとする。

#### (3) 2層構造の計画体系でわかりやすい計画

現行の総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成したが、まちづくりにおける基本的な姿勢とその実現に向けて取り組む施策を一体的に示すことで、そのつながりを明確にし、わかりやすい計画とするため2層構造「長期ビジョン（基本構想）」一

「アクションプラン」とする。

#### (4) 時代の変化に柔軟に対応する計画

社会状況などの変化を捉え、その時々で最も有効な手段となる事業を構築し施策展開ができるようにするため、アクションプランは必要に応じて見直しできるものとする。

#### (5) 計画の重点を明確にするための重点プロジェクトの掲載

計画の重点を明確にするため、市政にとって特に重要であり、優先的に取り組むべき事項について具体的に盛り込んだ、「重点プロジェクト」を掲載する。また、本プロジェクトに市長マニフェストや国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた伊勢崎市版総合戦略を位置づけ、推進するものとする。

#### (6) 複雑化かつ多様化する地域課題に対応した総合的な計画

複雑化かつ多様化する地域課題の解決にあたり、行財政運営を総合的に推進できるよう、特定の分野に関する各個別計画をアクションプランの分野別計画に位置づけ、総合計画と一体的な計画とする。各個別計画は総合計画を踏まえ策定するものとし、必要に応じて計画内容を検証し、見直しできるものとする。

### 3 計画の名称

計画の名称は、「第3次伊勢崎市総合計画」とし、第2次伊勢崎市総合計画及び第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期計画として位置づける。

### 4 計画策定の根拠

伊勢崎市議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき策定する。

### 5 計画の期間

#### (1) 長期ビジョン（基本構想）

令和7年度から令和16年度の10年間とする。

#### (2) アクションプラン

前期及び後期の計画とする。

- ① 前期アクションプランは、長期ビジョンの計画期間において中間目標を設定するため、計画期間を5年間（目標年次を令和11年度）とする。
- ② 後期アクションプランは、令和12年度から令和16年度までの5年間の計画期間とするが、計画期間中において期間の前倒しにより、6年間の後期アクションプランの策定も可能とするなど、必要に応じて見直しできるものとする。
- ③ アクションプランに掲げた重点事業の評価については、毎年度実施することにより、施策の目指す姿を実現するための事業の改善、向上に努めるものとする。他方で、施策評価については、後期アクションプランの策定に際して行う評価として位置づけ、前期アクションプランの振り返りとして実施することとする。



## ○アクションプランの全体構成

- ・地区別計画 ・重点施策 ・目指す姿 ・現状、課題 ・指標 ・重点事業
- ・関連する個別計画 ・重視する視点（SDGsほか）
- ・重点プロジェクト（伊勢崎市版総合戦略ほか）ほか

### ※伊勢崎市人口ビジョン

伊勢崎市人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第8条第3項に規定する「人口の現状及び将来の見通し」を踏まえて、本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の人口展望を示すものとする。第3次伊勢崎市総合計画とは別の独立した人口ビジョンとして定めるものとし、本市が定める各種計画の策定の基礎とする。

## 7 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市の内部組織により検討を進めるとともに、計画（案）について伊勢崎市総合計画審議会に諮る。また、まちづくり市民ワークショップをはじめとした市民参画による計画策定を行う。

### （1）庁内体制

#### ①伊勢崎市総合計画策定委員会

副市長、教育長、病院事業管理者及び部長等により構成し、総合計画の策定に向け審議及び調整を行う。

#### ②総合計画策定部会

策定委員会の下部組織として、副部長及び課長等により構成する、子育て・教育部会、健康・福祉部会、産業・観光・文化部会、まちづくり部会、安心安全部会、環境部会、共生・共創・行財政部会を設置し、分野別の検討を行う。

#### ③総合計画策定小委員会

策定部会の下部組織として、課長補佐以下の職員により構成し、分野別の検討を行う。

### （2）審議体制

#### ①伊勢崎市総合計画審議会

伊勢崎市総合計画審議会条例（平成18年条例第275号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申する。

#### ②伊勢崎市議会

長期ビジョン（基本構想）は、条例による議決事件となっているため、市長から最終的な計画（案）を議案として提案し、市議会による審議を経て議決する。アクションプランは最終的な新計画（案）を市議会に報告する。また、策定段階においては、必要に応じて議会からの意見聴取等の機会を設ける。

### （3）市民参画

#### ①市民アンケート調査

市民目線による各分野の現状と課題等を把握するために、18歳以上の全市民を対

象に、無作為抽出による市民アンケート調査（意向調査）を実施する。

**②高校生・大学生アンケート調査**

将来の伊勢崎市を担う市内の高校、大学に通う若者の意見を把握するため、インターネット調査を実施する。

**③まちづくり市民ワークショップ**

計画の策定段階から市民が参画し、まちづくりについて主体的に検討していただくため、まちづくり市民ワークショップを設置する。

**④市長懇話会**

将来の伊勢崎市に向けた地域課題等について、関係団体（者）と意見交換する。

**⑤地区別市政懇談会**

地域の強み・課題や地域づくりの方向性・振興策について懇談し、地区別の課題等を把握する。

**⑥関係団体等ヒアリング**

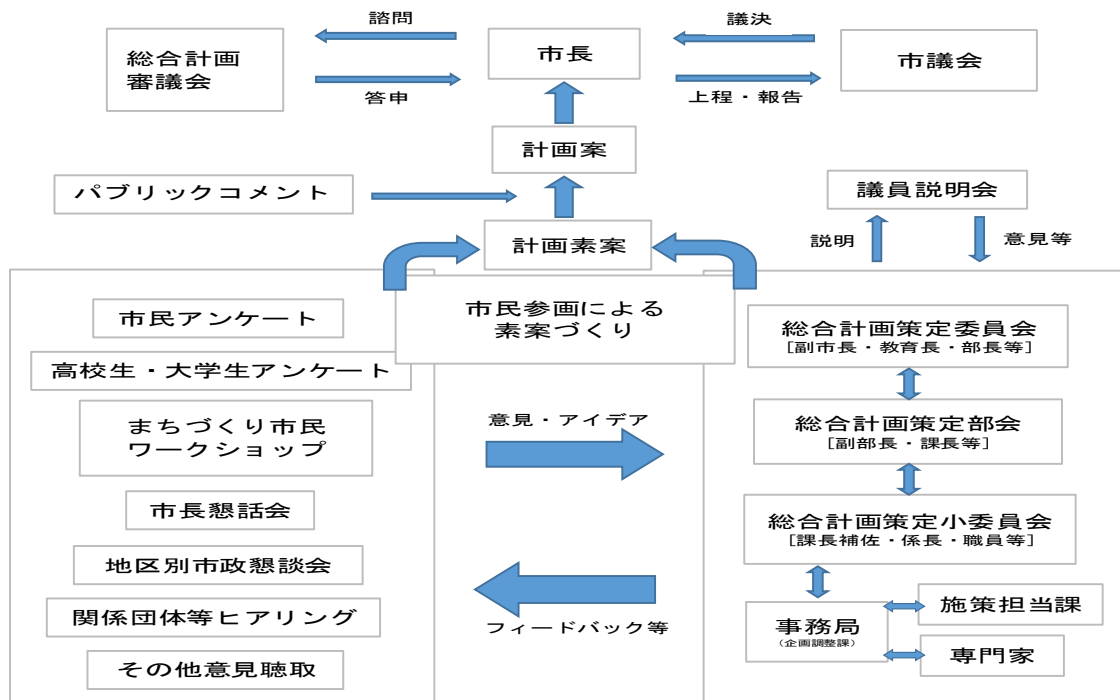
一般市民等の参画によるまちづくり市民ワークショップにおける主体的な検討の実施に加え、市内の農業、商工業、観光業、福祉関係団体、子育て支援団体等の関係団体から専門的な意見聴取を行う。

**⑦パブリックコメント**

長期ビジョン（基本構想）（素案）及びアクションプラン（素案）を市民に公表し、広く意見を求め、市民等から提出された意見を考慮して計画策定を行う。

**⑧その他意見聴取**

市の広報やホームページ等を活用して、市民に対し計画の策定状況を情報公開するとともに、必要に応じて各種説明会等を実施するなど、様々な機会を捉えて市民からの意見を広く聴取する。



## 8 計画の決定

### (1) 長期ビジョン（基本構想）の策定

伊勢崎市総合計画審議会に諮問し、その答申に基づき市議会の議決を経て決定する。

### (2) アクションプランの策定及び計画の変更

伊勢崎市総合計画審議会に諮問し、その答申に基づき、市議会への報告を経て、市長決裁により決定する。なお、計画の変更とは、政策及び施策の基本的な方向性が変更となる場合とする。

### (3) アクションプランにおける重点事業の事務事業評価等による見直し

政策及び施策の基本的な方向性が変更とならない場合や指標等の目標値の修正、重点事業の掲載の追加や削除及び修正など、軽微な変更となる場合は市長決裁にて決定する。

## 9 計画策定スケジュール（案）

### (1) 計画策定期間

長期ビジョン（基本構想）については、令和6年6月に、アクションプランについては、令和6年12月に策定を行う。

### (2) 策定スケジュール

概ね次のとおりとする。

令和5年9月	総合計画審議会諮問
令和5年10月	長期ビジョン（基本構想）の骨子策定
令和6年2月	長期ビジョン（基本構想）の素案策定
令和6年3月	長期ビジョン（基本構想）及び現戦略改訂（案）パブリックコメント実施、アクションプランの骨子策定
令和6年4月	長期ビジョン（基本構想）の総合計画審議会答申
令和6年6月	長期ビジョン（基本構想）の議会提案・策定
令和6年9月	アクションプランの素案策定
令和6年10月	アクションプランのパブリックコメント実施
令和6年12月	アクションプランの総合計画審議会答申
令和6年12月	アクションプランの議会報告・策定
令和7年4月	第3次総合計画開始

# スケジュール（案）

		R4		R5											R6											R7				
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
計画策定	策定方針		方針決定																											
	長期ビジョン（基本構想）			基礎調査					骨子策定	骨子決定	素案策定			素案決定	案決定															
	アクションプラン			基礎調査										骨子策定	骨子決定	素案の策定					素案決定	案決定								
	伊勢崎市版総合戦略			基礎調査						骨子決定		素案決定		改訂	重点プロジェクト化への調整等					素案決定	案決定									
	伊勢崎市人口ビジョン																	骨子策定	骨子決定	素案決定	案決定									
市民参画	市民アンケート調査			発送	回答	集計・分析																								
	高校生・大学生アンケート調査			発送	回答	集計・分析																								
	まちづくり市民ワークショップ			委員選考				3回開催							3回開催															
	市長懇話会									意見聴取																				
	関係団体等ヒアリング															意見聴取														
	地区別市政懇談会														意見聴取															
	パブリックコメント													募集												募集				
審議	総合計画審議会			委員選考				諮問					開催	開催	答申				開催	開催	答申									
	外部有識者ヒアリング							3回開催																						
	議会		説明					説明						説明				議決説明		説明					報告					

第3次総合計画スタート